



三重県公報

平成30年10月5日(金)

第 3046 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
642	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(漁業環境課)	2
643	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
選 管 告 示			
62	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(選挙管理委員会)	4
63	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	4
64	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
65	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出	(同)	5
公 告			
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	6
	労働組合法施行令の規定により労働者委員の候補者の推薦を求める旨	(雇用対策課)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	9
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	9
正 誤			
	平成30年7月24日付け三重県公報第3025号	(治山林道課)	9

告 示

三重県告示第 642 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

加入区の名 称	区 域
特定のり 木曾岬加入区	木曾岬漁業協同組合の地区
特定のり 安楽島・浦村加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち安楽島及び浦村の地区

三重県告示第 643 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ松阪ショッピングセンター
松阪市下村町 594-1 ほか

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
2	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
3	株式会社ビジョンメガネ	大阪府東大阪市長巢寺 4 番 2 号	吉田 武彦
4	システムサポート株式会社	四日市市三栄町 2 番 15 号	中 三郎
5	株式会社ブラザクリエイト	東京都千代田区五番町 1 番地	大島 康宏

(変更後)

	氏名又は名称	住所	代表者の氏名
1	株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3	神吉 康成
2	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	捧 雄一郎
3	トップメディアホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城南町 1 番地 9-5	吉村 栄治

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	台 数	位 置

駐車場 1	470 台	縦覧による
駐車場 2	66 台	縦覧による
合 計	536 台	

(変更後)

駐車場	台 数	位 置
駐車場 1	196 台	縦覧による
駐車場 2	33 台	縦覧による
合 計	229 台	

イ 駐輪場の収容台数及び位置

(変更前)

駐輪場	台 数	位 置
駐輪場 1	19 台	縦覧による
駐輪場 2	19 台	縦覧による
駐輪場 3	11 台	縦覧による
駐輪場 4	11 台	縦覧による
駐輪場 5	11 台	縦覧による
駐輪場 6	11 台	縦覧による
駐輪場 7	20 台	縦覧による
合 計	102 台	

(変更後)

駐輪場	台 数	位 置
駐輪場 1	10 台	縦覧による
駐輪場 2	24 台	縦覧による
駐輪場 3	14 台	縦覧による
駐輪場 4	15 台	縦覧による
駐輪場 5	20 台	縦覧による
駐輪場 6	19 台	縦覧による
合 計	102 台	

ウ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	44.55 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	36.45 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	62.64 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 4	12.96 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 5	12.42 m ³	縦覧による
合 計	169.02 m ³	

(変更後)

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	13.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	16.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	18.2 m ³	縦覧による
合 計	48.2 m ³	

3 変更年月日

2(1) 平成 27 年 6 月 1 日

2(2) 平成 31 年 5 月 4 日

- 4 変更理由
 2(1) テナントの入替のため
 2(2) 駐車場の一部を河川とする計画があるため、駐輪場の一部は利用状況がないため、廃棄物保管施設は容量算定の修正を行うため
- 5 届出の日
 平成30年9月3日
- 6 届出等の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 平成30年10月5日から平成31年2月5日まで
 開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第62号

不在者投票のできる施設の指定（昭和54年三重県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正します。

平成30年10月5日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

病院の項中

「伊勢市曾祢1丁目7番21号	田中病院	」を
「伊勢市大世古4丁目6番47号	伊勢田中病院	」に改める。

三重県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出及び第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第7条の2第1項の規定に基づき公表します。

平成30年10月5日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	公職の種類 (第1号)	届出年月日	備考
三重民主連合参議院選挙区総支部	芳 野 正 英	東 海 和 也	四日市市富田四丁目2-1	参議院議員	平成30年8月24日	

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
井上ススム後援会	井 上 進	井 上 小百合	四日市市和無田町1041	平成30年8月7日	
木平ひでき後援会	向 原 紀 博	木 平 美年子	名張市本町317	平成30年8月13日	
小林たかとら政経懇話会	小 林 貴 虎	西 村 直 樹	津市東丸之内13-16	平成30年9月4日	
ふじい重嘉後援会	古 市 光 明	藤 井 重 嘉	四日市市安島一丁目6-14	平成30年7月17日	

水谷のりはる後援会	水谷清文	松崎律子	桑名市多度町美鹿 512	平成 30 年 9 月 11 日
宮地忍後援会	湯浅良成	太田節美	北牟婁郡紀北町三浦 441-7	平成 30 年 8 月 30 日
森えいいちを励ます会	森英一	森英一	桑名市大字和泉 770-5	平成 30 年 8 月 28 日
蘇れ名張の会	木平秀喜	木平美年子	名張市桔梗が丘 2 番町 3 街区 65	平成 30 年 8 月 13 日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
大畑覚後援会	崎久保貴詳	代表者	崎久保貴詳	川本集一	平成 30 年 7 月 29 日	
鈴鹿亀山薬剤師連盟	松浦恵子	代表者	松浦恵子	藤本修嗣	平成 30 年 6 月 22 日	
		会計責任者	玉村眞治	上荷裕広		
世古明後援会	向井悦也	主たる事務所 の所在地	伊勢市津村町 856	伊勢市小俣町湯田 409-13	平成 30 年 8 月 1 日	
中村よしたか後援会	中村真由美	代表者	中村真由美	村田篤志	平成 30 年 8 月 1 日	
		会計責任者	中村真由美	村沢正勝		

三重県選挙管理委員会告示第 64 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 10 月 5 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
民進党三重県第 3 区総支部	岡田克也	平成 30 年 7 月 7 日	政党
民進党三重県第 4 総支部	廣耕太郎	平成 30 年 8 月 29 日	政党

三重県選挙管理委員会告示第 65 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 30 年 10 月 5 日

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
浦崎陽介	県議会議員	うらさき陽介後援会	名張市美旗町中 1 番 1877-25	平成 30 年 8 月 28 日
小林貴虎	県議会議員	小林たかとら政経懇話会	津市東丸之内 13-16	平成 30 年 9 月 4 日
森英一	市議会議員	森えいいちを励ます会	桑名市大字和泉 770-5	平成 30 年 8 月 24 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 種村牧場	いなべ市藤原町大貝戸 2496-1	いなべ市藤原町本郷字溝上 122-2 ほか 18 筆
横井 善彦	桑名郡木曾岬町和泉 138	桑名郡木曾岬町加路戸 720-1 ほか 1 筆
有限会社 木曾岬農業センター	桑名郡木曾岬町大字和泉 151	桑名郡木曾岬町加路戸 538-7 ほか 13 筆
堀内 克弘	三重郡菰野町諏訪 1883	三重郡菰野町大字諏訪字北浦 3761
奥川 美智子	松阪市巾着町 271	松阪市嬉野津屋城町字横堤 1835 ほか 3 筆
株式会社 安保農園	松阪市嬉野一志町 652-6	松阪市嬉野一志町字西浦 1151 ほか 22 筆
農事組合法人 丹生営農組合	多気郡多気町丹生 1798-3	多気郡多気町丹生峠谷 2685 ほか 18 筆
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町波多瀬 681 番地 5	多気郡多気町波多瀬山下 347 ほか 18 筆
株式会社 米田ライス	多気郡多気町下出江 2327 番地	多気郡多気町波多瀬安畑 1065-1 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 30 年 10 月 5 日から同月 18 日まで

三重県労働委員会委員のうち、労働者委員に 1 名の欠員が生じるので、補充委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 推薦資格

三重県内にのみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合

2 被推薦者の資格

委員候補者に推薦される者の資格については、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない者であること。

3 推薦期間

平成 30 年 10 月 5 日（金）から同月 24 日（水）まで

4 推薦手続

候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を三重県雇用経済部雇用対策課へ提出してください。

(1) 別記様式の推薦書

(2) 被推薦者の履歴書

(3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の三重県労働委員会の証明書

なお、この証明書の交付を受けるためには、平成 30 年 10 月 12 日（金）までに三重県労働委員会宛てに労働組合資格審査申請書を提出する必要があります。不明な点は三重県労働委員会事務局（電話 059-224-3033）へお問い合わせください。

5 その他

詳細については、三重県雇用経済部雇用対策課（津市広明町 13 番地 電話 059-224-2454）までお問い合わせください。

別記様式

三重県労働委員会委員推薦書

三重県知事 宛て

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、三重県労働委員会の労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏名	年齢	労働組合名	地位	備考

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 8 月 31 日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市一志町片野及び松阪市嬉野天花寺町

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 30 年 10 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

指 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 30 年 9 月 20 日	株式会社 国保住建 代表取締役 小久保 俊 也 株式会社 千代田不動産 代表取締役 近藤 利一	愛知県小牧市郷中 2 丁目 192 愛知県津島市宇治町字石 畑 156-1	いなべ市大安町石樽 東字上島ケ原 1883- 6 ほか 1 筆	A	6.0	71.8

正 誤

平成 30 年 7 月 24 日付け三重県公報第 3025 号に登載しました、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知の告示中

ページ 行

誤

正

- | | | | |
|----|--------|--------------------|------------------------|
| 11 | 下から 16 | いなべ市（国有林） | いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |
| 11 | 下から 10 | いなべ市（次の図に示す部分に限る。） | いなべ市（国有林。次の図に示す部分に限る。） |

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>